

第 九 号

特別取の取戻を非違罰のものに改める
を次のように改める

昭和三十三年三月十一日 提督

三浦野長 坂出 雅

昭和三十三年三月拾七日

三浦野長 天 野 兼

昭和三十三年三朝野長御才

特別取の取戻を非違罰のものに改め及ば費用弁償に用する特別の一事
を改正する条例

別表を次のように改正する

附 則

この条例は昭和三十三年四月一日より施行する



表)

区分	
教育委員会	三朝町長算給与金額(昭和二十八年係)一八五(助役相並額とする)
選挙管理委員会	〃
選挙委員会	〃
国定検定試験等実施委員会	〃
農業委員会	〃
その他の各種委員	〃
選挙長	〃
投票管理員	〃
投票管理員	〃
投票委員会	〃
投票委員会	〃
選挙立会人	〃
選挙立会人	〃
選挙立会人	三朝町長算給与金額(昭和二十八年係)一七五(三委員並額とする)